

ボランティア・市民活動支援総合基金 ゆめ応援ファンド助成

- ◆対象分野 : 国際協力 環境 人権・平和 地域・まち・居場所づくり 災害・被災地 スポーツ 音楽・アート・芸能 子ども
子育て・ひとり親支援 不登校・ひきこもり 高齢者 LGBT・セクシュアルマイノリティ 障がい者
医療・疾病・難病 外国人・多文化共生 貧困・路上生活 いじめ・暴力・被害 マイノリティ・さまざまな人への支援
セルフヘルプグループ・自助グループ 相談・カウンセリング ボランティア・NPO支援 その他
- ◆対象団体 : 法人 任意団体
・ボランティア・市民活動団体
・ボランティア・市民活動を推進している民間非営利団体（中間支援組織含む）
※法人格の有無は問いません。
※一般社団法人については、剰余金の分配を行わないことが定款に明記されている「非営利型一般社団法人」のみを対象としています。
- ◆概要 : 下記の①～⑥のいずれかの事業で、助成該当年度に実施するものを助成の対象とします。
ただし、⑤についてのみ3年間までの継続的な事業について助成（＝継続助成）の申請ができます。
①学習会・研修会の開催 ②調査・研究の実施
③器具・器材の開発・購入 ④活動にかかわる市民への啓発の実施
⑤ボランティア・市民活動団体による先駆的・モデル的活動 ⑥その他
＜助成対象にならないもの＞
・申請する事業について、他の機関から助成を受けている場合
・すでに終了した事業や購入した器具・器材（財源不足分の補てん）
・グループ・団体の日常的な経費（消耗品費、事務用パソコン購入費、家賃、駐車場料金、電話・ファックス使用料、材料費、スタッフ人件費、会員への謝金、交通費など）
・グループ・団体の定例化した事業・活動
・自助活動と判断されるもの（周年記念の集いや記念誌作成など）
・高額の器具・器材で、一部助成しても、購入の見込みが立たないもの
・継続的な事業で、一度助成しても次回からの見通しが立ちにくいもの
・グループ・団体の主たる活動範囲が東京都外のもの
・政治・宗教を主たる活動とする団体の活動
※本基金の趣旨に基づき、開発的（新しい）・発展的（広がる・深まる）内容や効果が期待できると評価された申請を優先的に助成対象とします。
- ◆総額 : 4,603,000円（2023年度交付分）
- ◆1件あたり金額 : ・1件につき、原則として50万円以内。
・ボランティアグループによる先駆的・モデル的活動の継続助成については、1年につき、50万円を限度とします。
- ◆応募期間及び応募締切 : 2023年12月～2024年1月（2024年度交付分）※当日消印有効 ※現時点での予定です。
- ◆助成決定時期 : ゆめ応援ファンド配分委員会にて厳正な審査の上、『ボラ市民ウェブ』上で公表し、あわせて3月中旬頃に結果を直接グループ・団体あてに通知します。助成が決定した場合には、4月中旬頃に助成金を交付する予定です。
- ◆申請手続き : ホームページに掲載する「ゆめ応援ファンド助成申請書」に必要事項を記入の上、郵送で、東京ボランティア・市民活動センターまで申請して下さい。
応募は1グループ・団体につき1件のみ有効です。
- ◆提出書類 : 団体の予算書・決算書 団体資料（パンフレット）
・器具・器材の購入や印刷等を業者に発注する場合は、見積書と購入物のパンフレットを添付して下さい。会場として貸会議室等を利用する費用についても、金額がわかる資料を添付して下さい。
・見積書は、実際に購入・依頼する業者に、実質価格（割引後の金額）で作成してもらって下さい。
・法人格を有する団体は、定款の添付が必須です。

東京ボランティア・市民活動センター

<https://www.tvac.or.jp/>

東京都内におけるボランティア・市民活動の開発・発展を通じて市民社会の創造をめざすために、地域住民や民間団体のボランティア・市民活動に対し必要な資金の助成を行います。

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10階

TEL: 03-3235-1171 / FAX: 03-3235-0050

office@tvac.or.jp